

【参考資料】

議案第17号 朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福祉部長寿はつらつ課

1 改正理由

介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員配置の基準が改められたことに伴い、「朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

2 改正内容

地域包括支援センターに配置する3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）は、それぞれ常勤職員の配置を必須としているが、この常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算方法により職員の配置基準を満たすことができるものとする。

3 市の対応

現在、包括的支援事業に係る人材が確保できており、引き続き常勤職員の配置を原則とするものの、人材確保が困難な場合は、事前に地域包括支援センター運営協議会に諮った上で、必要と認める場合に限り上記方法により職員配置を行う。

4 施行年月日

公布の日

担当

福祉部長寿はつらつ課地域包括ケア推進係
電話 483-4520